

山形県公文書等の管理に関する条例の一部改正について

個人情報保護法（以下、法という。）が改正され、令和 5 年 4 月から、地方自治体に直接法の規定が適用されることに伴い、「個人情報」の定義についても、法の規定が適用されることとなりました。

このため、山形県公文書等の管理に関する条例第 14 条（特定歴史公文書の保存等）に規定する「個人情報」についても、法の規定に合わせて以下のとおり改正※されました。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>○山形県公文書等の管理に関する条例 （平成31年 3 月県条例第14号）</p> <p>（特定歴史公文書の保存等）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 知事は、特定歴史公文書に個人情報（<u>個人</u>に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と<u>照合する</u>ことができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> | <p>○山形県公文書等の管理に関する条例 （平成31年 3 月県条例第14号）</p> <p>（特定歴史公文書の保存等）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 知事は、特定歴史公文書に個人情報（<u>生存する個人</u>に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と<u>容易に照合する</u>ことができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> |

※個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月県条例第 37 号）附則第 11 の規定による